

千代田ファイターズ チーム規約

第1章 総則

(総則)

第1条 本少年野球チームは、千葉県柏市少年野球連盟に所属する「千代田ファイターズ」(以下「本チーム」という。)という。

第2章 目的及び活動

(目的)

第2条 本チームは、少年野球を通じて児童の心身の健全な発展を目的し、以下の事項を醸成する。

- ①ルールを守る ②常にベストを尽くす ③仲間を助ける ④相手を尊敬する
- ⑤友情の輪を広げる ⑥感謝の気持ち

第3章 会員

(会員)

第3条 本チーム員は、児童とその保護者が入会申込み手続きを完了し、監督が了承した時点をもってチーム員とする。

(入会)

第4条 本チームへの入会は、別紙の入会申込書に必要事項を記載し、スポーツ保険費用とともに申請する。

(本チーム員資格の喪失)

第5条 本チーム員は、次の各号のいずれかに該当するときは、本チーム員の資格を喪失する。

- (1)規約に違反し、本チームの名誉をき損するような行為
- (2)総会において、資格喪失と認められた場合
- (3)当年度の会費納入を怠った場合

第4章 役員

(父母会及びスタッフ)

第6条 本チームに次の父母会役員及びスタッフを置く。

- (1)父母会 会長 1名、副会長1名または2名、会計1名または2名
- (2)スタッフ 代表 1名、監督 1名、ヘッドコーチ 1名、ベンチ入りコーチ1名、事業部長 1名、審判部長 1名、他必要に応じ別に定める。

(父母会役員及びスタッフの選出)

第7条 本チームの父母会役員及びスタッフ選出は、次のとおりとする。

- (1)代表・監督・父母会長は、総会にて推挙し決定する。
- (2)父母会の副会長、会計は、父母会長が本チーム保護者の中から任命する。
- (3)審判部長、事業部長は、総会にて推挙し決定する。
- (4)ヘッドコーチ以下のスタッフは、監督が任命する。

(職務)

第8条 父母会役員及びスタッフの職務は、次のとおりとする。

- (1)代表は、本チームを代表し、本チームの運営・監督にあたる。また、必要により副代表を任命する。
副代表は、代表の代行及び補佐役にあたる。
- (2)監督は、スタッフとともに、本チームの活動にあたる。

- (3) 父母会長は、父母会を代表し、代表、監督とともに本会活動を円滑に実施する。
- (4) コーチは、監督を補佐し、本会活動を円滑に実施する。
- (5) 会計は、本チームの会費その他の経費を経理する。
- (6) 総会の承認をもって監査とする。

(任 期)

- 第9条 父母会役員及びスタッフの任期は、毎年1年とする。
但し再任を妨げない。なお、任期が満了しても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(指導等体制)

- 第10条 本チームにおける児童の指導等体制は、別紙「千代田ファイターズ指導等体制について」により原則当該年実施する。本体制については、毎年総会で監督より提示する。
但し、軽微な変更等は代表、監督、父母会長の協議により変更できることとする。

第5章 会 議

(種 別)

- 第11条 会議は、総会及び父母(保護者)会とし、総会を通常総会及び臨時総会に分ける。

(構 成)

- 第12条 総会は、本チーム員保護者及びスタッフをもって構成する。
2 父母(保護者)会は、本チーム員保護者をもって構成する。

(権 能)

- 第13条 総会は、次の事項を審議する。
- (1) 活動計画の決定(指導体制を含む)
 - (2) 活動報告の承認
 - (3) スタッフ等の改選
 - (4) その他、重要事項の決定
- 2 父母(保護者)会は、諸事案の討議・検討し、本会活動を円滑に実施できるよう援助し、会員保護者相互の交流を図る。

(召 集)

- 第14条 会議は、代表または父母会長が召集する。

(議 長)

- 第15条 総会及び父母(保護者)会の議長は、代表及び父母会長がこれに当たる。

(開 催)

- 第16条 通常総会は、毎年1回2月末または役員の交代時期に開催する。
2 臨時総会は、代表が必要と認めたときに開催する。
3 父母会は、必要に応じ父母会長が随時開催する。

(議 決)

- 第17条 会議の議決は、出席者の過半数の同意を得て議決するものとし、可否同数の場合は議長が決する。

(義 務)

第18条 総会への出席は、本チーム員保護者及びスタッフの義務とする。
但し、事情により委任状による議長への委任によることも可とする。

第6章 会 計

(構 成)

第19条 本チームの経費は、会費及びその他をもって充当する。

(会 費)

第20条 本チームの会費は、父母会で定める会費を納入しなければならない。

(予算及び決算)

第21条 本会の収支予算及び収支決算は、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第22条 本チームの会計年度は、総会開催日から翌年総会開催日前々日までとする。

第7章 保 険

(加 入)

第23条 本チーム員は、スポーツ安全保険への加入を義務とし、保険の支払いは、会費より充当する。(入会時を除く)
スタッフのスポーツ安全保険への加入については、監督及び父母会長により決定する。

第8章 事故・怪我

(責 任)

第24条 本チームの活動時の事故及び怪我の責任は、原則として本人及びその保護者のものとし、代表及び監督・コーチ等にその責任を問わない。

- 2 前項に反し、法律上の損害賠償責任を問われ、負った場合、賠償責任保険の責任限度額の範囲内とし、それを超える責任は一切問わない事とする。
(適用は、スポーツ安全保険約款による)

第9章 事業部

(事業部)

第25条 本チームの事業部は、代表宅におく。

第10章 会則改正

(会則改正)

第26条 本チームの規約は、総会出席者(委任状含む)の過半数の同意があった場合に改正できる。

第11章 雑 則

(施行細則)

第27条 この規約の施行について必要な事項は、総会の決議を経て別に定める。

- 2 本契約に定めのない事項については、代表、監督、父母会長が誠意をもって協議及び決定し、円満にその解決にあたるものとする。

附 則

この会則は、平成25年2月23日から施行する。

制定日 平成25年2月23日

改定 平成 30 年2月23日